

【施設利用】新型コロナウイルス感染症対策

山岳科学センター
令和2年3月31日制定
令和2年6月1日改正
令和2年6月30日改正

山岳科学センターの施設利用については、次のとおり利用制限を行う。

1. 施設利用許可条件

感染拡大の抑制策として、菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、井川演習林および筑波実験林（以下「各ステーション」という）の利用は、次の条件を全て満たす者に限る。

- ① 感染拡大地域に居住していない者。
- ② 公共交通機関を利用する場合、感染拡大地域を経由せずに来訪する者。
- ③ 利用前2週間以内に感染拡大地域に立ち入っていない者（自動車で通過するだけの場合は立ち入りに該当しない）。
- ④ 利用前2週間程度前から、体温や健康状態に異常がなく、感染の疑いのある者との接触もないことを、利用開始時に申告できる者。

*感染拡大地域に該当するかどうかは、行政機関等による地域指定・要請等と感染者数の推移状況を鑑みて、判断する。利用者もそれらの情報を事前に確認して予め連絡すること。

2. 感染予防措置

- ① 利用の際は本学が実施するチェックシートによる確認を受けること。
- ② 施設内では利用者どうしの距離を1.5 m以上確保し、発話時にはマスクを着用し、換気に努めること。
- ③ 食事・就寝の際は利用者どうしの距離を2 m以上確保し、可能な範囲で換気に努めること。
- ④ その他、密閉・密接・密集の3条件が同時に発生することを防止する。
- ⑤ 施設の状況に応じて以上の条件を達成するために、各ステーションが定員や利用方法等を適宜指示できるものとし、利用者はそれを遵守する。

3. 利用制限期間

令和2年6月1日以降、新たな対策を策定するまで。

4. チェックシートによる確認

施設利用を許可した者についてはその利用期間中別添のチェックシートにより感染防止のための必要なチェックを実施する。

5. その他

この取り扱いにより難しい場合は、山岳科学センター長が判断するものとする。